

検察官の不起訴処分の審査

「検察審査員に選ばれたらご協力を!」

詐欺、おどし、交通事故などの犯罪が起きた場合、犯人を処罰するには、検察官が犯人を裁判にかけることが必要となります。

ところが、犯人を裁判にかけるかじうかの判断は、検察官にまかされていますので、検察官が裁判にかけても犯人を有罪にするだけの証拠がない場合や、証拠は十分でもあって処罰を求めないなどと考えた場合は、犯人を裁判にかけない処分(不起訴処分)にすることもできます。

万一、検察官が判断を誤り、間違つて不起訴処分にした場合には、処罰されるべき犯人が処罰されないため、被害者が納得できないということも起ります。

そこで、この検察官の判断が正しかったかどうかを判断する機関が検察審査会です。審査員は選挙権を有する国民の中から選ばれ、審査会で判断した内容を検察官の仕事に反映させていこうという制度です。

審査員に選ばれましたら、ご協力をお願いします。

また、検察審査会の窓口では、申し立ての相談を行っています。

詳しく述べては、郡山検察審査会事務局にお問い合わせください。

◆問い合わせ

郡山検察審査会事務局

☎ 024-932-5656

個人事業税の納期のお知らせ

個人事業税は、個人で事業を行っている方に課税される税金です。

個人事業税の納期限は、第1期分が8月末日、第2期分が11月末日と定められており、今年度の第2期分の納期限は12月1日(月)です。

県中地方振興局県税部から送付される納付書により、最寄の金融機関で納期限までに納められますようお知らせします。

なお、口座振替をされている方にも「納期のお知らせ」を送付しますので、預金口座残額の確認をお願いします。

また、来年度以降新たに口座振替を希望される方は、県中地方振興局県税部までご連絡ください。

◆問い合わせ

福島県県中地方振興局県税部
☎ 024-935-1251

「税務署からのお知らせ」

～国税に関するご相談は「電話相談センター」をご利用ください～

電話音声でご案内

相談内容に応じて、以下の番号を選択してください。

(注) ガイダンスの途中でも選択できます。

また、「番号が確認できません。」という案内があった場合は、「トーン切替ボタン」(*など)を押してから選択してください。

1

国税に関する一般的なご相談。

2

税務署からの照会に対する問い合わせや面接相談の事前予約の場合
※面接によるご相談は、「事前予約制」となっております。

電話相談センター

引き続き音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。
国税局税務相談官がお答えします。

1 所得税

2 相続税・贈与税・譲渡所得

3 法人税・源泉所得税

4 消費税・印紙税

5 その他の相談

税務署

ご用件をお伝えください。
税務署職員がお答えします。

◆問い合わせ

郡山税務署
☎ 024-932-2041

【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp>

つでも気軽に税情報入手できる「国税庁ホームページ」をご利用ください。

